

## (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【内閣官房】

### I 総則

下線部が総務省の所掌事務

### II 個人番号

- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。
- 市町村長は、個人番号を定め、通知カードにより通知。
- 個人番号の利用範囲を番号法に明記。地方公共団体の独自利用も可能。

### III 個人番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。
- 市町村長等は、条例等で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。

### IV 特定個人情報の提供

- 特定個人情報の提供は原則禁止。情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合など、番号法の規定によるもののみが可能。

### V 特定個人情報の保護

### VI 特定個人情報保護委員会

### VII 法人番号

### VIII 雑則

- 個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

### IX 罰則

## (2)関連整備等法【内閣官房】

①住民基本台帳法の一部改正【総務省】

②公的個人認証法の一部改正【総務省】

・  
・  
・  
・  
・  
・

(3)地方公共団体情報システム機構法【総務省】

(4)政府CIO法【内閣官房】 ※ 内閣情報通信政策監(政府CIO)の設置根拠を整備

# 社会保障・税番号制度関連四法の公布

【平成25年5月31日公布】

## ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

→行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。

## ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。

## ● 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）

→地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

## ● 内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

→内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの。

# 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

## 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

## 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

## 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

## 情報連携

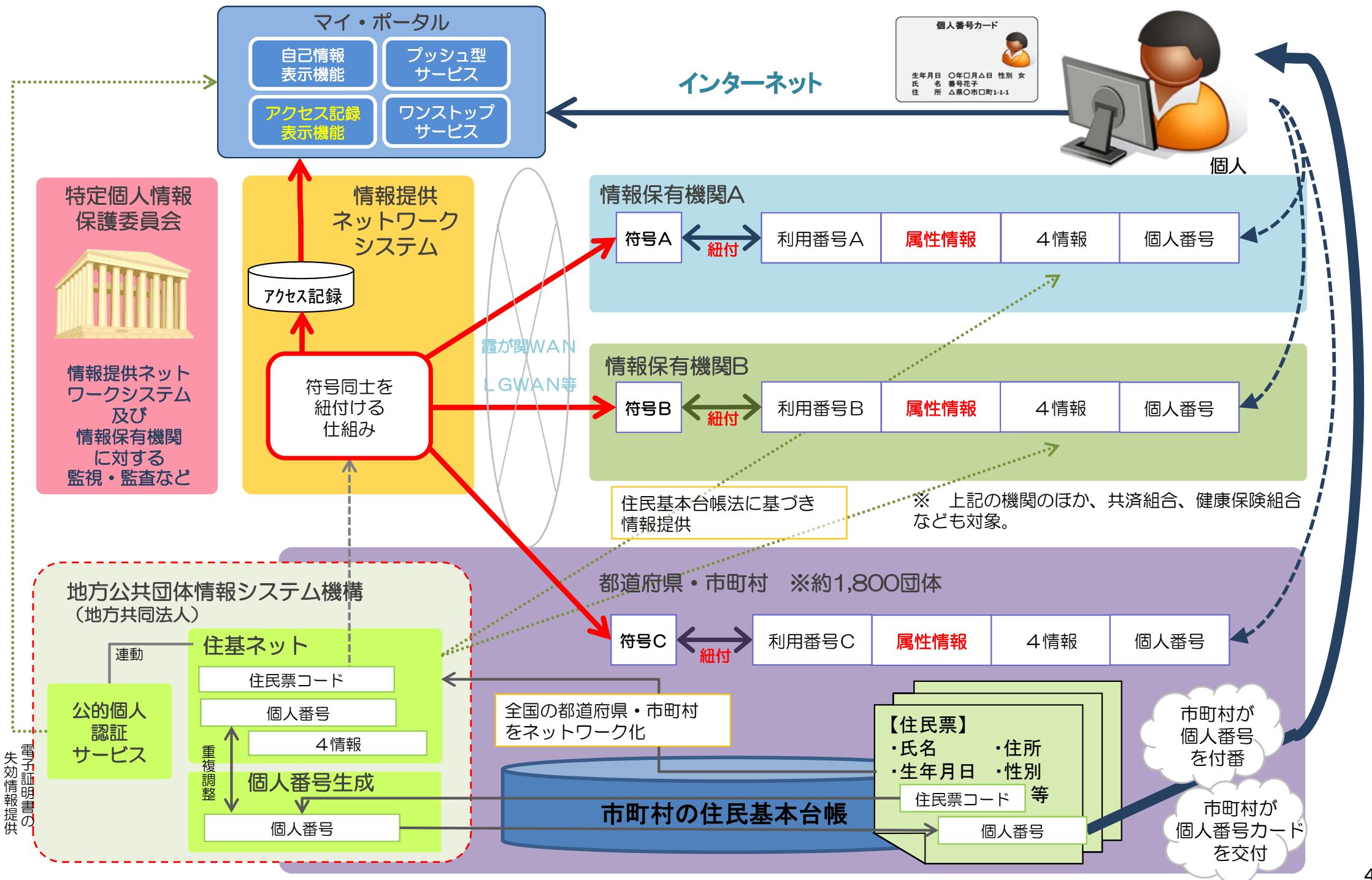
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

## 個人番号の利用分野

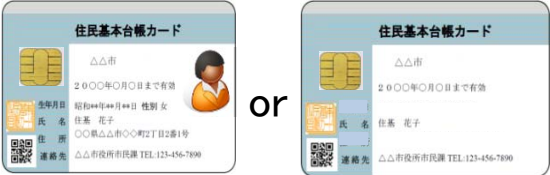

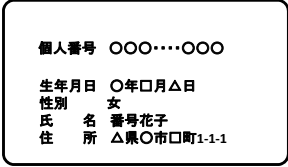
社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 <b>被災者台帳の作成に関する事務に利用</b>

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

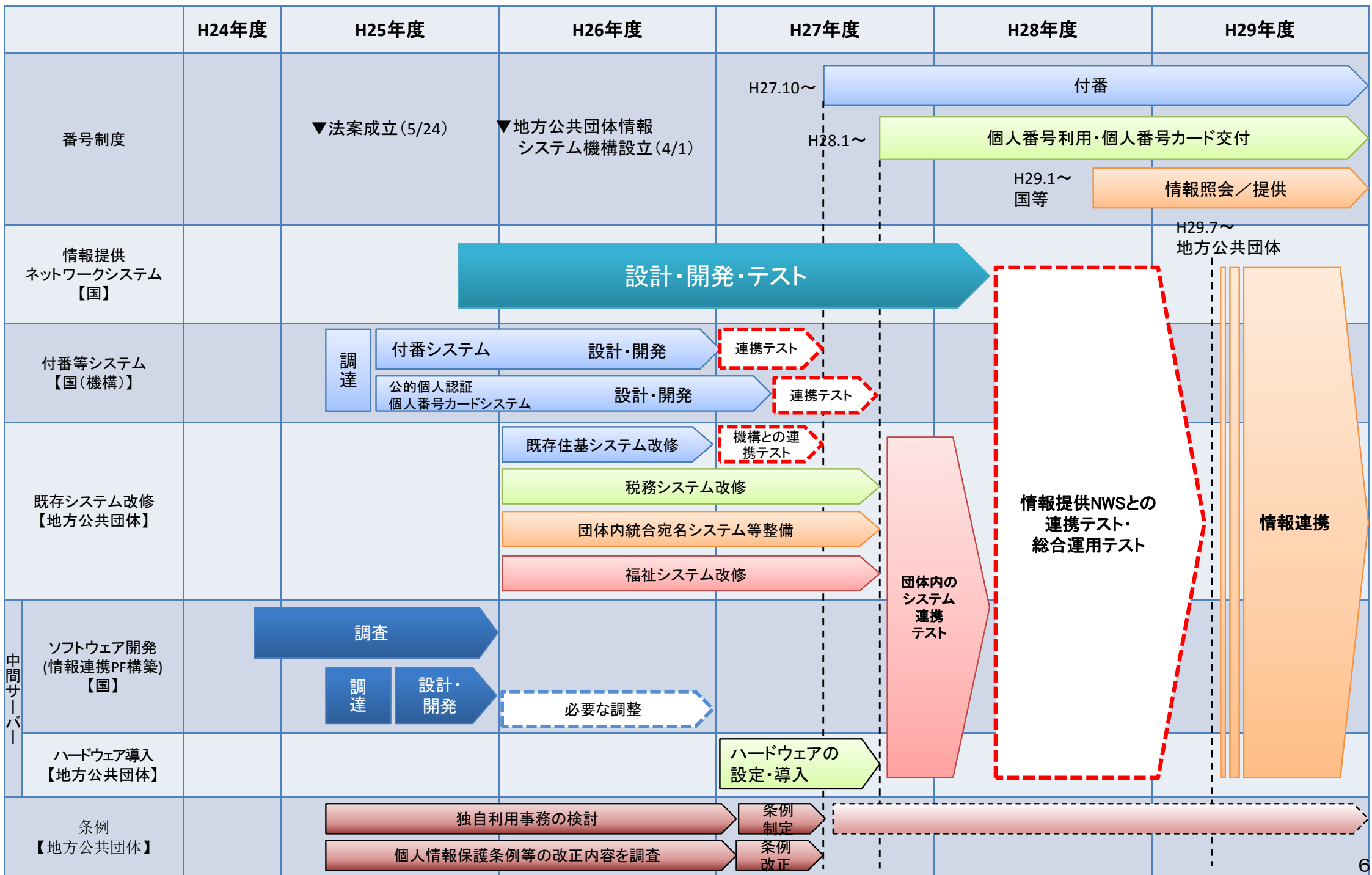
# 社会保障・税番号制度のイメージ



# 個人番号カード、通知カードの交付について

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
<b>1 様式</b>	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
<b>2 作成・交付</b>	<p>○即日交付又は窓口へ2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:今後検討</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
<b>3 利便性</b>	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村による独自サービス拡大の可能性</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能</p> <p>(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

# 社会保障・税番号制度導入に向けたスケジュール



中間サーバー

# 地方公共団体情報システム機構法について

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

## 組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保

